

栗山町国民保護計画変更新旧対照表

編	章	頁	変更後	変更前	変更理由
第1編	第2章	3	第1編 総論	第1編 総論	
			<p>第2章 国民保護措置に関する基本方針 (6) 高齢者、<u>障がい者</u>等への配慮及び国際人道法の的確な実施</p> <p>町は、国民保護措置の実施に当たっては、<u>高齢者、障がい者</u>その他特に配慮を要する者の保護について留意する。</p>	<p>第2章 国民保護措置に関する基本方針 (6) 高齢者、<u>障害者</u>等への配慮及び国際人道法の的確な実施</p> <p>町は、国民保護措置の実施に当たっては、<u>高齢者、障害者</u>その他特に配慮を要する者の保護について留意する。</p>	<p>文言修正 「障害者」を「障がい者」に修正</p>
第1編	第3章	6	第1編 総論	第1編 総論	
			<p>第3章 関係機関の事務又は業務の大綱等 ○ 町の事務</p> <p><u>9 国民保護措置に必要な物資及び資材の備蓄</u> <u>10 武力攻撃災害の復旧に関する措置の実施</u></p>	<p>第3章 関係機関の事務又は業務の大綱等 ○ 町の事務</p> <p><u>9 武力攻撃災害の復旧に関する措置の実施</u></p>	<p>「9」を「10」として、「9」に「国民保護措置に必要な物資及び資材の備蓄」を追加 北海道国民保護計画との整合</p>
第1編	第4章	7	第1編 総論	第1編 総論	
			<p>第4章 町の地理的、社会的特徴 (2) 気候</p> <p>(平成<u>28</u>年～平均気温グラフ)</p>	<p>第4章 町の地理的、社会的特徴 (2) 気候</p> <p>(平成<u>17</u>年～平均気温グラフ)</p>	<p>平均気温グラフ修正を平成28年に修正</p>
第1編	第4章	7	第1編 総論	第1編 総論	
			<p>第4章 町の地理的、社会的特徴 (3) 人口分布</p> <p>人口は、市街地である栗山駅周辺に集中しており町全体の5割を占める割合となっている。15歳未満の年少人口(<u>10.0</u>%)、15歳～64歳の生産人口(<u>51.7</u>%)、65歳以上の老年人口(<u>38.3</u>%)の年齢別3区分に動向を考察すると、年少人口と生産人口が減少しているのに対し老人人口が増加しており、少子高齢化が進行していることが伺える。(別表第2)</p>	<p>第4章 町の地理的、社会的特徴 (3) 人口分布</p> <p>人口は、市街地である栗山駅周辺に集中しており町全体の5割を占める割合となっている。15歳未満の年少人口(<u>11.8</u>%)、15歳～64歳の生産人口(<u>59.2</u>%)、65歳以上の老年人口(<u>29</u>%)の年齢別3区分に動向を考察すると、年少人口と生産人口が減少しているのに対し老人人口が増加しており、少子高齢化が進行していることが伺える。(別表第2)</p>	<p>年齢構成割合の修正 「11.8%」を「10.0%」に、「「59.2%」を「51.7%」に「29%」を「38.3%」に修正</p>

栗山町国民保護計画変更新旧対照表

編	章	頁	変更後	変更前	変更理由
第1編	第4章	7	第1編 総論	第1編 総論	
			<p>第4章 町の地理的、社会的特徴 (4) 道路の位置等</p> <p>道路は、岩見沢～苫小牧を結ぶ要路として町を縦貫する国道234号線と札幌～帯広を結ぶ要路として町を横断する国道274号線とが重要幹線道路としての役割を果たしている。そのほか道道8路線、町道349路線となっている。</p>	<p>第4章 町の地理的、社会的特徴 (4) 道路の位置等</p> <p>道路は、岩見沢～苫小牧を結ぶ要路として町を縦貫する国道234号線と札幌～帯広を結ぶ要路として町を横断する国道274号線とが重要幹線道路としての役割を果たしている。そのほか道道8路線、町道335路線となっている。</p>	<p>道路路線数の修正 「335路線」を「349路線」に修正</p>
第1編	第4章	8	第1編 総論	第1編 総論	
			<p>第4章 町の地理的、社会的特徴 (5) 鉄道の位置等</p> <p>鉄道は、JR室蘭線栗山駅があり、苫小牧～岩見沢間を上り7本、下り7本、計14本の運行がされている。</p>	<p>第4章 町の地理的、社会的特徴 (5) 鉄道の位置等</p> <p>鉄道は、JR室蘭本線栗山駅があり、苫小牧～岩見沢間を上り7本、下り8本、計15本の運行がされている。</p>	<p>「室蘭本線」を「室蘭線」 鉄道運行本数の修正 「8本」を「7本」に「15本」を「14本」に修正</p>

栗山町国民保護計画変更新旧対照表

編	章	頁	変更後	変更前	変更理由																		
第2編	第1章	15	第2編 平素からの備えや予防	第2編 平素からの備えや予防	機構改革等による																		
			第1章 組織・体制の整備等 第1-1 町の各課室における平素の業務 <table border="1" data-bbox="371 427 1003 1193"> <thead> <tr> <th>課室名</th> <th>平素の業務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>環境政策課</td> <td>・廃棄物処理に関すること</td> </tr> <tr> <td>保健福祉課</td> <td>・高齢者、障害者その他特に配慮を要する者の安全確保及び支援体制の整備に関すること ・安否情報の収集体制の整備に関すること ・関係機関との連携に関すること ・所管する生活関連等施設の把握に関すること</td> </tr> <tr> <td>産業振興課 ブランド推進課</td> <td>・農業団体との連絡調整に関すること ・商工労働団体との連絡調整に関すること ・生活関連等施設の把握及び対策に関すること ・商工業関係機関との連絡調整に関すること</td> </tr> <tr> <td>農業委員会 出納室 選挙管理委員会 若者定住推進室</td> <td>・他課室への応援に関すること</td> </tr> </tbody> </table>	課室名		平素の業務	環境政策課	・廃棄物処理に関すること	保健福祉課	・高齢者、障害者その他特に配慮を要する者の安全確保及び支援体制の整備に関すること ・安否情報の収集体制の整備に関すること ・関係機関との連携に関すること ・所管する生活関連等施設の把握に関すること	産業振興課 ブランド推進課	・農業団体との連絡調整に関すること ・商工労働団体との連絡調整に関すること ・生活関連等施設の把握及び対策に関すること ・商工業関係機関との連絡調整に関すること	農業委員会 出納室 選挙管理委員会 若者定住推進室	・他課室への応援に関すること	第1章 組織・体制の整備等 第1-1 町の各課室における平素の業務 <table border="1" data-bbox="1039 427 1671 1193"> <thead> <tr> <th>課室名</th> <th>平素の業務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>環境生活課</td> <td>・廃棄物処理に関すること</td> </tr> <tr> <td>住民福祉課</td> <td>・高齢者、障害者その他特に配慮を要する者の安全確保及び支援体制の整備に関すること ・安否情報の収集体制の整備に関すること ・関係機関との連携に関すること ・所管する生活関連等施設の把握に関すること</td> </tr> <tr> <td>デイサービス センター</td> <td>・給食施設の応急利用に関すること</td> </tr> <tr> <td>産業振興課 ブランド推進室</td> <td>・農業団体との連絡調整に関すること ・商工労働団体との連絡調整に関すること ・生活関連等施設の把握及び対策に関すること ・商工業関係機関との連絡調整に関すること</td> </tr> <tr> <td>農業委員会 出納室 選挙管理委員会</td> <td>・他課室への応援に関すること</td> </tr> </tbody> </table>	課室名	平素の業務	環境生活課	・廃棄物処理に関すること	住民福祉課	・高齢者、障害者その他特に配慮を要する者の安全確保及び支援体制の整備に関すること ・安否情報の収集体制の整備に関すること ・関係機関との連携に関すること ・所管する生活関連等施設の把握に関すること	デイサービス センター	・給食施設の応急利用に関すること
課室名	平素の業務																						
環境政策課	・廃棄物処理に関すること																						
保健福祉課	・高齢者、障害者その他特に配慮を要する者の安全確保及び支援体制の整備に関すること ・安否情報の収集体制の整備に関すること ・関係機関との連携に関すること ・所管する生活関連等施設の把握に関すること																						
産業振興課 ブランド推進課	・農業団体との連絡調整に関すること ・商工労働団体との連絡調整に関すること ・生活関連等施設の把握及び対策に関すること ・商工業関係機関との連絡調整に関すること																						
農業委員会 出納室 選挙管理委員会 若者定住推進室	・他課室への応援に関すること																						
課室名	平素の業務																						
環境生活課	・廃棄物処理に関すること																						
住民福祉課	・高齢者、障害者その他特に配慮を要する者の安全確保及び支援体制の整備に関すること ・安否情報の収集体制の整備に関すること ・関係機関との連携に関すること ・所管する生活関連等施設の把握に関すること																						
デイサービス センター	・給食施設の応急利用に関すること																						
産業振興課 ブランド推進室	・農業団体との連絡調整に関すること ・商工労働団体との連絡調整に関すること ・生活関連等施設の把握及び対策に関すること ・商工業関係機関との連絡調整に関すること																						
農業委員会 出納室 選挙管理委員会	・他課室への応援に関すること																						

栗山町国民保護計画変更新旧対照表

編	章	頁	変更後	変更前	変更理由
第2編	第1章	19	第2編 平素からの備えや予防	第2編 平素からの備えや予防	
			<p>第1章 組織・体制の整備等 第1-4-(1) 国民の権利利益の迅速な救済</p> <p>町は、武力攻撃事態等の認定が発生した場合には、国民保護措置の実施に伴う損失補償、国民保護措置に係る不服申立て又は訴訟その他の国民の権利利益の救済に係る手続を迅速に処理するため、国民からの問い合わせに対応するための総合的な窓口を開設し、以下のとおり担当課を定める。</p> <p>また、必要に応じ外部の専門家等の協力を得ることなどにより、国民の権利利益の救済のため迅速に対応する。</p>	<p>第1章 組織・体制の整備等 第1-4-(1) 国民の権利利益の迅速な救済</p> <p>町は、武力攻撃事態等の認定があった場合には、国民保護措置の実施に伴う損失補償、国民保護措置に係る不服申立て又は訴訟その他の国民の権利利益の救済に係る手続を迅速に処理するため、国民からの問い合わせに対応するための総合的な窓口を開設し、以下のとおり担当課を定める。</p> <p>また、必要に応じ外部の専門家等の協力を得ることなどにより、国民の権利利益の救済のため迅速に対応する。</p>	<p>文言の修正 「あった」を「発生した」に修正</p>
第2編	第1章	21	第2編 平素からの備えや予防	第2編 平素からの備えや予防	
			<p>第1章 組織・体制の整備等 第2-5-(2) ボランティア団体等に対する支援</p> <p>町は、防災のための連携体制を踏まえ、日本赤十字社北海道支部、栗山町社会福祉協議会その他のボランティア関係団体等との連携を図り、武力攻撃事態等においてボランティア活動が円滑に行われるよう、その活動環境の整備を図るよう努める。</p>	<p>第1章 組織・体制の整備等 第2-5-(2) ボランティア団体等に対する支援</p> <p>町は、防災のための連携体制を踏まえ、日本赤十字社北海道支部、社会福祉協議会その他のボランティア関係団体等との連携を図り、武力攻撃事態等においてボランティア活動が円滑に行われるよう、その活動環境の整備を図るよう努める。</p>	<p>「栗山町」を追加</p>
第2編	第1章	22	第2編 平素からの備えや予防	第2編 平素からの備えや予防	
			<p>第1章 組織・体制の整備等 第3-(1) 非常通信体制の整備</p> <p>町は、国民保護措置の実施に関し、非常通信体制の整備、重要通信の確保に関する対策の推進を図るものとし、自然災害その他の非常時における通信の円滑な運用を図ること等を目的として、関係省庁、地方公共団体、主要な電気通信事業者等で構成された北海道地方非常通信協議会との連携に十分配慮する。</p>	<p>第1章 組織・体制の整備等 第3-(1) 非常通信体制の整備</p> <p>町は、国民保護措置の実施に関し、非常通信体制の整備、重要通信の確保に関する対策の推進を図るものとし、自然災害その他の非常時における通信の円滑な運用を図ること等を目的として、関係省庁、地方公共団体、主要な電気通信事業者等で構成された非常通信協議会との連携に十分配慮する。</p>	<p>「北海道地方」を追加 北海道国民保護計画との整合</p>

栗山町国民保護計画変更新旧対照表

編	章	頁	変更後	変更前	変更理由
第2編	第1章	23	第2編 平素からの備えや予防	第2編 平素からの備えや予防	文言修正 「職員担当者」を「担当職員」に修正
			第1章 組織・体制の整備等 第4-1-(2) 体制の整備に当たっての留意事項 <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 50px; text-align: center;">運用面</td> <td>・担当職員の役割・責任の明確化等を図るとともに、<u>担当職員</u>が被害を受けた場合に備え、円滑に他の職</td> </tr> </table>	運用面	
運用面	・担当職員の役割・責任の明確化等を図るとともに、 <u>担当職員</u> が被害を受けた場合に備え、円滑に他の職				
運用面	・担当職員の役割・責任の明確化等を図るとともに、 <u>職員担当者</u> が被害を受けた場合に備え、円滑に他の職				
第2編	第1章	24	第2編 平素からの備えや予防	第2編 平素からの備えや予防	表題の変更 具体的に情報伝達手段の整備について記載 緊急情報ネットワークシステム(Em-Net)、全国瞬時警報システム(J-ALERT)等を追記する。 基本指針の変更による
			第1章 組織・体制の整備等 第4-2-(2) <u>情報伝達体制の整備</u> 町は、 <u>消防サイレン、IP告知端末、広報車、消防団及び自主防災組織や自治会等の地域コミュニティーを通じた伝達等による他、指定公共機関及び指定地方公共機関である放送事業者との協力、コミュニティFMなどとの連携の強化、コンピュータやデータ通信等を活用した迅速な情報提供システムの構築(充実)に努め、住民に対する迅速かつ的確な情報伝達体制の整備(充実)を図る。更に緊急情報ネットワークシステム(Em-Net)、全国瞬時警報システム(J-ALERT)、等を中心に総合行政ネットワーク(LGWAN)等の公共ネットワークの情報通信手段を的確に運用・管理・整備する。</u>	第1章 組織・体制の整備等 第4-2-(2) <u>防災行政無線の整備</u> 町は、 <u>武力攻撃事態等における迅速な警報の内容の伝達等に必要となる同報系その他の防災行政無線の整備に努めるなど通信体制の充実</u> に努める。	

栗山町国民保護計画変更新旧対照表

編	章	頁	変更後	変更前	変更理由
第2編	第1章	24	第2編 平素からの備えや予防	第2編 平素からの備えや予防	安否情報システムの運用開始に伴う表現の変更 基本指針の変更による
			第1章 組織・体制の整備等 第4-3-(1) 安否情報の種類、収集及び報告の様式 町は、避難住民及び武力攻撃災害により死亡し又は負傷した住民の安否情報(以下参照)に関して、武力攻撃事態等における安否情報の収集及び報告の方法並びに安否情報の照会及び回答の手続その他の必要な事項を定める省令(平成17年総務省令第44号。以下「安否情報省令」という。)第1条に規定する様式第1号及び第2号の安否情報報告書の様式により、原則として、安否情報システムを用いて道に報告する。	第1章 組織・体制の整備等 第4-3-(1) 安否情報の種類、収集及び報告の様式 町は、避難住民及び武力攻撃災害により死亡し又は負傷した住民の安否情報(以下参照)に関して、武力攻撃事態等における安否情報の収集及び報告の方法並びに安否情報の照会及び回答の手続その他の必要な事項を定める省令(平成17年総務省令第44号。以下「安否情報省令」という。)第1条に規定する様式第1号及び第2号により収集を行い、第2条に規定する様式第3号の安否情報報告書の様式により、道に報告する。	
第2編	第1章	25	第2編 平素からの備えや予防	第2編 平素からの備えや予防	「(郵便番号を含む)」を追加 北海道国民保護計画との整合
			第1章 組織・体制の整備等 第4-3-(1) 安否情報の種類、収集及び報告の様式 【収集・報告すべき情報】 ⑤ 住所(郵便番号を含む)	第1章 組織・体制の整備等 第4-3-(1) 安否情報の種類、収集及び報告の様式 【収集・報告すべき情報】 ⑤ 住所	
第2編	第1章	26	第2編 平素からの備えや予防	第2編 平素からの備えや予防	訓練内容の追加 基本指針の変更による
			第1章 組織・体制の整備等 第5-2-(1) 町における訓練の実施 町は、近隣市町村、道、国等関係機関と共同するなどして、国民保護措置についての訓練を実施し、武力攻撃事態等における対処能力の向上を図る。 訓練の実施に当たっては、具体的な事態を想定し、防災訓練におけるシナリオ作成等、既存のノウハウを活用するとともに、道警察、自衛隊等との連携による、NBC攻撃等により発生する武力攻撃災害への対応訓練、広域にわたる避難訓練等武力攻撃事態等に特有な訓練等について、人口密集地を含む様々な場所や想定で行うとともに、実際に資機材や様々な情報伝達手段を用いるなど実践的なものとするよう努める。	第1章 組織・体制の整備等 第5-2-(1) 町における訓練の実施 町は、近隣市町村、道、国等関係機関と共同するなどして、国民保護措置についての訓練を実施し、武力攻撃事態等における対処能力の向上を図る。 訓練の実施に当たっては、具体的な事態を想定し、防災訓練におけるシナリオ作成等、既存のノウハウを活用するとともに、道警察、自衛隊等との連携を図る。	

栗山町国民保護計画変更新旧対照表

編	章	頁	変更後	変更前	変更理由
第2編	第2章	28	<p>第2編 平素からの備えや予防</p> <p>第2章 避難、救援及び武力攻撃災害への対処に関する平素からの備え</p> <p>1-(1) 基礎的資料の収集</p> <p>【町対策本部において集約・整理すべき基礎的資料】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 住宅地図 (※ 人口分布、世帯数、昼夜別の人口のデータ) ○ 区域内の道路網のリスト (※ 避難経路として想定される高速道路、国道、道道、町道等の道路のリスト) ○ 輸送力のリスト (※ 鉄道、バス等の運送事業者や公共交通機関の保有する輸送力のデータ) (※ 鉄道網やバス網、保有車両数などのデータ) ○ 避難施設のリスト (データベース策定後は、当該データベース) (※ 避難住民の収容能力や屋内外の別についてのリスト) ○ 備蓄物資、調達可能物資のリスト (※ 備蓄物資の所在地、数量、区域内の主要な民間事業者のリスト) ○ 生活関連等施設等のリスト (※ 避難住民の誘導に影響を与えかねない一定規模以上のもの) ○ 関係機関(国、道、民間事業者等)の連絡先一覧、協定 (※ 特に、地図や各種のデータ等は、町対策本部におけるテレビの大画面上にディスプレイできるようにしておくことが望ましい。) ○ 町内会・自治会等の連絡先等一覧 (※ 代表者及びその代理の者の自宅及び勤務先の住所、連絡先等) ○ 消防機関のリスト (※ 消防本部・署の所在地等の一覧、消防団長の連絡先) (※ 消防機関の装備資機材のリスト) ○ 避難行動要支援者名簿 	<p>第2編 平素からの備えや予防</p> <p>第2章 避難、救援及び武力攻撃災害への対処に関する平素からの備え</p> <p>1-(1) 基礎的資料の収集</p> <p>【町対策本部において集約・整理すべき基礎的資料】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 住宅地図 (※ 人口分布、世帯数、昼夜別の人口のデータ) ○ 区域内の道路網のリスト (※ 避難経路として想定される高速道路、国道、道道、町道等の道路のリスト) ○ 輸送力のリスト (※ 鉄道、バス等の運送事業者や公共交通機関の保有する輸送力のデータ) (※ 鉄道網やバス網、保有車両数などのデータ) ○ 避難施設のリスト (データベース策定後は、当該データベース) (※ 避難住民の収容能力や屋内外の別についてのリスト) ○ 備蓄物資、調達可能物資のリスト (※ 備蓄物資の所在地、数量、区域内の主要な民間事業者のリスト) ○ 生活関連等施設等のリスト (※ 避難住民の誘導に影響を与えかねない一定規模以上のもの) ○ 関係機関(国、道、民間事業者等)の連絡先一覧、協定 (※ 特に、地図や各種のデータ等は、町対策本部におけるテレビの大画面上にディスプレイできるようにしておくことが望ましい。) ○ 町内会・自治会等の連絡先等一覧 (※ 代表者及びその代理の者の自宅及び勤務先の住所、連絡先等) ○ 消防機関のリスト (※ 消防本部・署の所在地等の一覧、消防団長の連絡先) (※ 消防機関の装備資機材のリスト) ○ <u>災害時要援護者の避難支援プラン</u> 	<p>文言の修正 「災害時要援護者の避難支援プラン」を「避難行動要支援者名簿」に修正</p> <p>基本指針の変更による</p>

栗山町国民保護計画変更新旧対照表

編	章	頁	変更後	変更前	変更理由
第2編	第2章	29	第2編 平素からの備えや予防	第2編 平素からの備えや予防	
			<p>第2章 避難、救援及び武力攻撃災害への対処に関する平素からの備え</p> <p>1-(3) 高齢者、障がい者等避難行動要支援者への配慮</p> <p>町は、避難住民の誘導に当たっては、高齢者、障がい者等自ら避難することが困難な者の避難について、自然災害時への対応として作成している避難行動要支援者名簿を活用しつつ、避難行動要支援者の避難対策を講じる。</p> <p>その際、避難誘導時において、災害・福祉関係課を中心とした横断的な「避難行動要支援者支援班」を迅速に設置できるよう職員の配置に留意する。</p>	<p>第2章 避難、救援及び武力攻撃災害への対処に関する平素からの備え</p> <p>1-(3) 高齢者、障害者等災害時要援護者への配慮</p> <p>町は、避難住民の誘導に当たっては、高齢者、障害者等自ら避難することが困難な者の避難について、自然災害時への対応として作成している避難支援プランを活用しつつ、災害時要援護者の避難対策を講じる。</p> <p>その際、避難誘導時において、災害・福祉関係課を中心とした横断的な「災害時要援護者支援班」を迅速に設置できるよう職員の配置に留意する。</p>	<p>文言の修正</p> <p>「障害者」を「障がい者」、「災害時要援護者」を「避難行動要支援者」、「避難支援プラン」を「避難行動要支援者名簿」に修正</p> <p>基本指針の変更による</p>
第2編	第2章	30	第2編 平素からの備えや予防	第2編 平素からの備えや予防	
			<p>第2章 避難、救援及び武力攻撃災害への対処に関する平素からの備え</p> <p>5 避難施設の指定への協力</p> <p>町は、道が行う避難施設の指定に際しては、施設の収容人数、構造、保有設備等の必要な情報を提供するなど道に協力する。</p> <p>町は、道が指定した避難施設に関する情報を避難施設データベース等により、道と共有するとともに、道と連携して住民に周知する。</p>	<p>第2章 避難、救援及び武力攻撃災害への対処に関する平素からの備え</p> <p>5 避難施設の指定への協力</p> <p>町は、道が行う避難施設の指定に際しては、必要な情報を提供するなど道に協力する。</p> <p>町は、道が指定した避難施設に関する情報を避難施設データベース等により、道と共有するとともに、道と連携して住民に周知する。</p>	<p>施設情報項目の追加</p> <p>基本指針の変更による</p>

栗山町国民保護計画変更新旧対照表

編	章	頁	変更後	変更前	変更理由																														
第2編	第2章	31	第2編 平素からの備えや予防	第2編 平素からの備えや予防																															
			第2章 避難、救援及び武力攻撃災害への対処に関する平素からの備え 6-(1) 生活関連等施設の把握等	第2章 避難、救援及び武力攻撃災害への対処に関する平素からの備え 6-(1) 生活関連等施設の把握等																															
			【生活関連等施設の種類及び所管省庁、所管道担当部局】	【生活関連等施設の種類及び所管省庁、所管道担当部局】																															
			<table border="1"> <thead> <tr> <th>国民保護施行</th> <th>各号</th> <th>施設の種類</th> <th>所管省庁名</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">第28条</td> <td>5号</td> <td>核燃料物質(汚染物質を含む)</td> <td>原子力規制委員会</td> </tr> <tr> <td>6号</td> <td>核原料物質</td> <td>原子力規制委員会</td> </tr> <tr> <td>7号</td> <td>放射性同位元素(汚染物質を含む)</td> <td>原子力規制委員会</td> </tr> <tr> <td>8号</td> <td>毒劇薬(医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律)</td> <td>厚生労働省 農林水産省</td> </tr> </tbody> </table>	国民保護施行		各号	施設の種類	所管省庁名	第28条	5号	核燃料物質(汚染物質を含む)	原子力規制委員会	6号	核原料物質	原子力規制委員会	7号	放射性同位元素(汚染物質を含む)	原子力規制委員会	8号	毒劇薬(医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律)	厚生労働省 農林水産省	<table border="1"> <thead> <tr> <th>国民保護施行</th> <th>各号</th> <th>施設の種類</th> <th>所管省庁名</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">第28条</td> <td>5号</td> <td>核燃料物質(汚染物質を含む)</td> <td>文部科学省 経済産業省</td> </tr> <tr> <td>6号</td> <td>核原料物質</td> <td>文部科学省 経済産業省</td> </tr> <tr> <td>7号</td> <td>放射性同位元素(汚染物質を含む)</td> <td>文部科学省</td> </tr> <tr> <td>8号</td> <td>毒劇薬(薬事法)</td> <td>厚生労働省 農林水産省</td> </tr> </tbody> </table>	国民保護施行	各号	施設の種類	所管省庁名	第28条	5号	核燃料物質(汚染物質を含む)	文部科学省 経済産業省	6号	核原料物質	文部科学省 経済産業省	7号	放射性同位元素(汚染物質を含む)
国民保護施行	各号	施設の種類	所管省庁名																																
第28条	5号	核燃料物質(汚染物質を含む)	原子力規制委員会																																
	6号	核原料物質	原子力規制委員会																																
	7号	放射性同位元素(汚染物質を含む)	原子力規制委員会																																
	8号	毒劇薬(医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律)	厚生労働省 農林水産省																																
国民保護施行	各号	施設の種類	所管省庁名																																
第28条	5号	核燃料物質(汚染物質を含む)	文部科学省 経済産業省																																
	6号	核原料物質	文部科学省 経済産業省																																
	7号	放射性同位元素(汚染物質を含む)	文部科学省																																
	8号	毒劇薬(薬事法)	厚生労働省 農林水産省																																
			所管省庁名の修正																																
			法律名称の変更																																

栗山町国民保護計画変更新旧対照表

編	章	頁	変更後	変更前	変更理由														
第3編	第2章	39	第3編 武力攻撃事態等への対処	第3編 武力攻撃事態等への対処	機構改革等による「町対策本部組織図」の変更														
			第2章 町対策本部の設置等 町対策本部組織図 <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr><td style="text-align: center;">本部員</td></tr> <tr><td>教育長 まちづくり総括 産業総括 建設総括 福祉総括</td></tr> </table> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th style="width: 50%;">対策部</th> <th style="width: 50%;">班</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3" style="text-align: center;">総務対策部</td> <td style="text-align: center;">総務広報班</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">財政資材班</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">調 査 班</td> </tr> </tbody> </table>	本部員		教育長 まちづくり総括 産業総括 建設総括 福祉総括	対策部	班	総務対策部	総務広報班	財政資材班	調 査 班	第2章 町対策本部の設置等 町対策本部組織図 <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr><td style="text-align: center;">本部員</td></tr> <tr><td>教育長 各対策部長</td></tr> </table> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th style="width: 50%;">対策部</th> <th style="width: 50%;">班</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4" style="text-align: center;">総務対策部</td> <td style="text-align: center;">総 務 班</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">財政資材班</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">広報情報班</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">調 査 班</td> </tr> </tbody> </table>	本部員	教育長 各対策部長	対策部	班	総務対策部	総 務 班
本部員																			
教育長 まちづくり総括 産業総括 建設総括 福祉総括																			
対策部	班																		
総務対策部	総務広報班																		
	財政資材班																		
	調 査 班																		
本部員																			
教育長 各対策部長																			
対策部	班																		
総務対策部	総 務 班																		
	財政資材班																		
	広報情報班																		
	調 査 班																		
第3編	第2章	40	第3編 武力攻撃事態等への対処	第3編 武力攻撃事態等への対処	栗山町地域防災計画との整合性を図るため、本部組織、各班、各課室の役割を整理・変更する。														
			第2章 町対策本部の設置等 1-(3) 町対策本部の組織構成及び機能 「町対策本部組織図」及び「武力攻撃事態における各部・班の役割」の変更	第2章 町対策本部の設置等 1-(3) 町対策本部の組織構成及び機能 「町対策本部組織図」及び「武力攻撃事態における各部・班の役割」															

栗山町国民保護計画変更新旧対照表

編	章	頁	変更後	変更前	変更理由										
第3編	第2章	42	<p>第3編 武力攻撃事態等への対処</p> <p>第2章 町対策本部の設置等</p> <p>1-(4) 町対策本部における広報等</p> <p>④ その他関係する報道機関 【関係報道機関一覧】</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th>名 称</th> <th>連 絡 先</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>北海道新聞社 栗山支局</td> <td>Tel 0123-72-0034 Fax 0123-72-5047</td> </tr> </tbody> </table>	名 称	連 絡 先	北海道新聞社 栗山支局	Tel 0123-72-0034 Fax 0123-72-5047	<p>第3編 武力攻撃事態等への対処</p> <p>第2章 町対策本部の設置等</p> <p>1-(4) 町対策本部における広報等</p> <p>④ その他関係する報道機関 【関係報道機関一覧】</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th>名 称</th> <th>連 絡 先</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>北海道新聞社 栗山支局</td> <td>Tel 0123-72-0034 Fax 0123-72-5047</td> </tr> <tr> <td>南空知新報社</td> <td>Tel 0123-72-5735 Fax 0123-72-5736</td> </tr> </tbody> </table>	名 称	連 絡 先	北海道新聞社 栗山支局	Tel 0123-72-0034 Fax 0123-72-5047	南空知新報社	Tel 0123-72-5735 Fax 0123-72-5736	「南空知新報社」を削除
		名 称	連 絡 先												
北海道新聞社 栗山支局	Tel 0123-72-0034 Fax 0123-72-5047														
名 称	連 絡 先														
北海道新聞社 栗山支局	Tel 0123-72-0034 Fax 0123-72-5047														
南空知新報社	Tel 0123-72-5735 Fax 0123-72-5736														
43	<p>第3編 武力攻撃事態等への対処</p> <p>第2章 町対策本部の設置等</p> <p>1-(5) 町現地対策本部の設置</p> <p><u>町長は、被災現地における国民保護措置の的確かつ迅速な実施並びに国、道等の対策本部との連絡及び調整等のため現地における対策が必要であると認めるときは、町対策本部の事務の一部を行うため、町現地対策本部を設置する。</u></p> <p><u>町現地対策本部長や町現地対策本部員は、町対策副本部長、町対策本部員その他の職員のうちから町対策本部長が指名する者をもって充てる。</u></p> <p>1-(6) 現地調整所の設置</p> <p>町長は、武力攻撃による災害が発生した場合、その被害の軽減及び現地において措置に当たる要員の安全を確保するため、現場における関係機関(道、消防機関、道警察、自衛隊、医療機関等)の活動を円滑に調整する必要があると認めるときは、現地調整所を設置し、(又は関係機関により現地調整所が設置されている場合は職員を派遣し、)関係機関との情報共有及び活動調整を行う。</p>	<p>第3編 武力攻撃事態等への対処</p> <p>第2章 町対策本部の設置等</p> <p>1-(5) 現地調整所の設置</p> <p>町長は、武力攻撃による災害が発生した場合、その被害の軽減及び現地において措置に当たる要員の安全を確保するため、現場における関係機関(道、消防機関、道警察、自衛隊、医療機関等)の活動を円滑に調整する必要があると認めるときは、現地調整所を設置し、(又は関係機関により現地調整所が設置されている場合は職員を派遣し、)関係機関との情報共有及び活動調整を行う。</p>	<p>(5)「町現地対策本部の設置」を新設 北海道国民保護計画との整合</p> <p>(5)を(6)に繰り下げ</p>												

栗山町国民保護計画変更新旧対照表

編	章	頁	変更後	変更前	変更理由
第3編	第3章	48	<p>第3編 武力攻撃事態等への対処</p> <p>第3章 関係機関相互の連携</p> <p>7-(2) ボランティア活動への支援等</p> <p>町は、武力攻撃事態等におけるボランティア活動に際しては、その安全を十分に確保する必要があることから、武力攻撃事態等の状況を踏まえ、その可否を判断する。また、町は、安全の確保が十分であると判断した場合には、<u>道、栗山町社会福祉協議会と連携して、ボランティア関係団体等と相互に協力し、被災地又は避難先地域におけるニーズや活動状況の把握、ボランティアへの情報提供、ボランティアの生活環境への配慮、避難所等に臨時に設置されるボランティア・センター等における登録・派遣調整等の受入体制の確保等に努め、その技能等の効果的な活用を図る。</u></p>	<p>第3編 武力攻撃事態等への対処</p> <p>第3章 関係機関相互の連携</p> <p>7-(2) ボランティア活動への支援等</p> <p>町は、武力攻撃事態等におけるボランティア活動に際しては、その安全を十分に確保する必要があることから、武力攻撃事態等の状況を踏まえ、その可否を判断する。また、町は、安全の確保が十分であると判断した場合には、<u>道と連携して、ボランティア関係団体等と相互に協力し、被災地又は避難先地域におけるニーズや活動状況の把握、ボランティアへの情報提供、ボランティアの生活環境への配慮、避難所等に臨時に設置されるボランティア・センター等における登録・派遣調整等の受入体制の確保等に努め、その技能等の効果的な活用を図る。</u></p>	「、栗山町社会福祉協議会」を追加
第3編	第4章	51	<p>第3編 武力攻撃事態等への対処</p> <p>第4章 警報及び避難の指示等</p> <p>第1-2 警報の内容の伝達方法</p> <p>(1) 警報の内容は、<u>緊急情報ネットワークシステム(Em-net)、全国瞬時警報システム(J-ALERT)等を活用し、地方公共団体に伝達される。町長は、全国瞬時警報システム(J-ALERT)と連携している情報伝達手段等により、原則として以下の要領により情報を伝達する。</u></p> <p>(2) 町長は、消防機関と連携し、あるいは自治会等の自発的な協力を得ることなどにより、各世帯等に警報の内容を伝達することができるよう、体制の整備に努める。この場合において、消防本部は保有する車両・装備を有効に活用し、巡回等による伝達を行うとともに、消防団は、平素からの地域との密接なつながりを活かし、<u>自治会や避難行動要支援者等への個別の伝達を行うなど、それぞれの特性を活かした効率的な伝達が行なわれるように配慮する。</u></p> <p>(3) 警報の内容の伝達においては、特に、高齢者、障害者、外国人等に対する伝達に配慮するものとし、具体的には、<u>避難行動要支援者</u>について、防災・福祉関係課との連携の下で、<u>避難行動要支援者名簿</u>を活用するなど、<u>避難行動要支援者</u>に迅速に正しい情報が伝達され、避難などに備えられるような体制の整備に努める。</p>	<p>第3編 武力攻撃事態等への対処</p> <p>第4章 警報及び避難の指示等</p> <p>第1-2 警報の内容の伝達方法</p> <p>(1) 警報の内容の伝達方法については、<u>当面の間は、現在町が保有する伝達手段に基づき、原則として以下の要領により行う。</u></p> <p>(2) 町長は、消防機関と連携し、あるいは自治会等の自発的な協力を得ることなどにより、各世帯等に警報の内容を伝達することができるよう、体制の整備に努める。この場合において、消防本部は保有する車両・装備を有効に活用し、巡回等による伝達を行うとともに、消防団は、平素からの地域との密接なつながりを活かし、<u>自治会等への個別の伝達を行うなど、それぞれの特性を活かした効率的な伝達が行なわれるように配慮する。</u></p> <p>(3) 警報の内容の伝達においては、特に、高齢者、障害者、外国人等に対する伝達に配慮するものとし、具体的には、<u>災害時要援護者</u>について、防災・福祉関係課との連携の下で、<u>避難支援プラン</u>を活用するなど、<u>災害時要援護者</u>に迅速に正しい情報が伝達され、避難などに備えられるような体制の整備に努める。</p>	<p>緊急情報ネットワークシステム(Em-net)、全国瞬時警報システム(J-ALERT)の運用開始に伴う表現の変更</p> <p>「避難行動要支援者」を追加</p> <p>文言の修正 「災害時要援護者」を「避難行動要支援者」、「避難支援プラン」を「避難行動要支援者名簿」に修正</p> <p>基本指針の変更による</p>

栗山町国民保護計画変更新旧対照表

編	章	頁	変更後	変更前	変更理由
第3編	第4章	54	第3編 武力攻撃事態等への対処	第3編 武力攻撃事態等への対処	文言の修正 「要援護者」を「避難行動要支援者」に、 「災害時要援護者支援班」を「避難行動要支援者支援班」に修正
			第4章 警報及び避難の指示等 第2-2-(3) 避難実施要領の策定の際における考慮事項 ⑥ 避難行動要支援者の避難方法の決定(避難支援プラン、避難行動要支援者支援班の設置)	第4章 警報及び避難の指示等 第2-2-(3) 避難実施要領の策定の際における考慮事項 ⑥ 要援護者の避難方法の決定(避難支援プラン、災害時要援護者支援班の設置)	
第3編	第4章	55	第3編 武力攻撃事態等への対処	第3編 武力攻撃事態等への対処	文言の修正 「自力歩行困難な災害時要援護者」「災害時要援護者」を「避難行動要支援者」に修正 基本指針の変更による
			第4章 警報及び避難の指示等 第2-3-(2) 消防機関の活動 消防本部及び消防署は、消火活動及び救助・救急活動の状況を勘案しつつ、町長の定める避難実施要領に基づき、要所に消防車両等を配置し、車載の拡声器を活用する等効果的な誘導を実施するとともに、避難行動要支援者の人員輸送車両等による運送を行う等保有する装備を有効活用した避難住民の誘導を行う。 消防団は、消火活動及び救助・救急活動について、消防本部又は消防署と連携しつつ、自治会等と連携した避難住民の誘導を行うとともに、避難行動要支援者に関する情報の確認や要避難地域内残留者の確認等を担当する等地域とのつながりを活かした活動を行う。	第4章 警報及び避難の指示等 第2-3-(2) 消防機関の活動 消防本部及び消防署は、消火活動及び救助・救急活動の状況を勘案しつつ、町長の定める避難実施要領に基づき、要所に消防車両等を配置し、車載の拡声器を活用する等効果的な誘導を実施するとともに、自力歩行困難な災害時要援護者の人員輸送車両等による運送を行う等保有する装備を有効活用した避難住民の誘導を行う。 消防団は、消火活動及び救助・救急活動について、消防本部又は消防署と連携しつつ、自治会等と連携した避難住民の誘導を行うとともに、災害時要援護者に関する情報の確認や要避難地域内残留者の確認等を担当する等地域とのつながりを活かした活動を行う。	
第3編	第4章	56	第3編 武力攻撃事態等への対処	第3編 武力攻撃事態等への対処	文言の修正 「障害者」を「障がい者」、「災害時要援護者」を「避難行動要支援者」、「介護保険制度関係者」を「福祉事業者」に修正 北海道国民保護計画との整合
			第4章 警報及び避難の指示等 第2-3-(6) 高齢者、障がい者等への配慮 町長は、高齢者、障がい者等の避難を万全に行うため、避難行動要支援者支援班を設置し、社会福祉協議会、民生委員、福祉事業者、障がい者団体等と協力して、避難行動要支援者への連絡、運送手段の確保を的確に行うものとする。 (ゲリラ・特殊部隊による攻撃等に際しては、被害が局地的、限定的なものにとどまることも多いことから、時間的余裕がなく、移動により攻撃に巻き込まれる可能性が高い場合は、屋内への避難を現実的な避難方法として検討せざるを得ない場合もあり得る。)	第4章 警報及び避難の指示等 第2-3-(6) 高齢者、障害者等への配慮 町長は、高齢者、障害者等の避難を万全に行うため、災害時要援護者支援班を設置し、社会福祉協議会、民生委員、介護保険制度関係者、障害者団体等と協力して、災害時要援護者への連絡、運送手段の確保を的確に行うものとする。 (ゲリラ・特殊部隊による攻撃等に際しては、被害が局地的、限定的なものにとどまることも多いことから、時間的余裕がなく、移動により攻撃に巻き込まれる可能性が高い場合は、屋内への避難を現実的な避難方法として検討せざるを得ない場合もあり得る。)	

栗山町国民保護計画変更新旧対照表

編	章	頁	変更後	変更前	変更理由
第3編	第4章	56 ~57	第3編 武力攻撃事態等への対処	第3編 武力攻撃事態等への対処	
			<p>第4章 警報及び避難の指示等 第2-3- (7) 大規模集客施設等における当該施設滞在者等の避難</p> <p>町は、大規模集客施設や旅客輸送関連施設に対して、施設管理者と連携し、施設の特性に応じ当該施設などに滞在する者等についても、避難等の国民保護措置が円滑に実施できるよう必要な対策をとるものとする。</p> <p>(8) 残留者等への対応 (9) 避難所等における安全確保等 (10) 動物の保護等に関する配慮 (11) 通行禁止措置の周知 (12) 道に対する要請等 (13) 避難住民の運送の求め等 (14) 避難住民の復帰のための措置</p>	<p>第4章 警報及び避難の指示等</p> <p>(7) 残留者等への対応 (8) 避難所等における安全確保等 (9) 動物の保護等に関する配慮 (10) 通行禁止措置の周知 (11) 道に対する要請等 (12) 避難住民の運送の求め等 (13) 避難住民の復帰のための措置</p>	<p>基本指針の変更による「大規模集客施設等における当該施設滞在者等の避難」の新設 基本指針の変更による</p> <p>項番号の繰り下げ</p>
第3編	第4章	58	第3編 武力攻撃事態等への対処	第3編 武力攻撃事態等への対処	
			<p>第4章 警報及び避難の指示等 第2-3 避難住民の誘導 弾道ミサイル攻撃の場合</p> <p>※ 弾道ミサイル攻撃については、発射の兆候を事前に察知した場合でも、発射された段階で攻撃目標を特定することは極めて困難であり、また、弾道ミサイルの主体(国又は国に準じる者)の意図等により攻撃目標は変化するとともに、その保有する弾道ミサイルの精度により、実際の着弾地点は変わってくる。 このため、町は、弾道ミサイル発射時に住民が適切な行動をとることができるよう、全国瞬時警報システム(J-ALERT)による情報伝達及び弾道ミサイル落下時の行動について平素から周知に努めるとともに、弾道ミサイルが発射された場合には、すべての市町村に着弾の可能性があり得るものとして、対応を考える必要がある。</p>	<p>第4章 警報及び避難の指示等 第2-3 避難住民の誘導 弾道ミサイル攻撃の場合</p> <p>※ 弾道ミサイル攻撃については、発射の兆候を事前に察知した場合でも、発射された段階で攻撃目標を特定することは極めて困難である。 このため、弾道ミサイルの主体(国又は国に準じる者)の意図等により攻撃目標は変化するとともに、その保有する弾道ミサイルの精度により、実際の着弾地点は変わってくる。このため、すべての市町村に着弾の可能性があり得るものとして、対応を考える必要がある。</p>	<p>弾道ミサイル攻撃の場合の住民周知の方法について追加</p> <p>基本指針の変更による</p>

栗山町国民保護計画変更新旧対照表

編	章	頁	変更後	変更前	変更理由
第3編	第5章	60	第3編 武力攻撃事態等への対処	第3編 武力攻撃事態等への対処	文言の修正 「死体」を「遺体」に修正
			第5章 救援 1-(1) 救援の実施 ⑨ <u>遺体</u> の搜索及び処理	第5章 救援 1-(1) 救援の実施 ⑨ <u>死体</u> の搜索及び処理	
第3編	第5章	61	第3編 武力攻撃事態等への対処	第3編 武力攻撃事態等への対処	救護事務の移管による 「平成16年厚生労働省告示第343号」 を「平成25年内閣府告示第229号」に 修正 「厚生労働大臣」を「内閣総理大臣」に修 正
			第5章 救援 3-(1) 救援の基準等 町長は、1の(1)の通知があった場合は、「武力攻撃 事態等における国民の保護のための措置に関する法律 による救援の程度及び方法の基準」(平成25年内閣府 告示第229号。以下「救援の程度及び基準」という。)及 び道国民保護計画の内容に基づき救援の措置を行う。 町長は、救援の程度及び基準によっては救援の適切 な実施が困難であると判断する場合には、知事に対し、 内閣総理大臣に特別な基準の設定についての意見を 申し出るよう要請する。	第5章 救援 3-(1) 救援の基準等 町長は、1の(1)の通知があった場合は、「武力攻撃 事態等における国民の保護のための措置に関する法律 による救援の程度及び方法の基準」(平成16年厚生労 働省告示第343号。以下「救援の程度及び基準」とい う。)及び道国民保護計画の内容に基づき救援の措置 を行う。 町長は、救援の程度及び基準によっては救援の適切 な実施が困難であると判断する場合には、知事に対し、 厚生労働大臣に特別な基準の設定についての意見を 申し出るよう要請する。	

栗山町国民保護計画変更新旧対照表

編	章	頁	変更後	変更前	変更理由
第3編	第5章	64	第3編 武力攻撃事態等への対処	第3編 武力攻撃事態等への対処	
			<p>第5章 救援 3-(3)-⑧ 学用品の給与</p> <p>道と緊密に連携しつつ、小学校児童(特別支援学校の小学部児童を含む。)、中学校生徒(中等教育学校の前期課程及び特別支援学校の中学部生徒を含む。)及び高等学校等生徒(高等学校(定時制の課程及び通信制の課程を含む。)、中等教育学校の後期課程、<u>特別支援学校の高等部、高等専門学校、専修学校及び各種校の生徒をいう。</u>)の被災状況を情報収集し、学用品(教科書、文房具及び通学用品をいう。)を喪失又は損傷し、就学上支障がある場合は、被害の実情に応じ、学用品を給与する措置を講ずる。</p> <p>⑨ 遺体の搜索及び処理 ア 遺体の搜索 遺体の搜索について、道警察、消防機関及び自衛隊と連携して実施する。 イ 遺体の処理 搜索等の結果、武力攻撃災害の際に死亡した者で社会混乱のため、その遺族が処置を行えない場合又は遺族がいない場合、関係機関と連携し、<u>遺体の洗浄、縫合、消毒等の処理、死体の一次保存(原則既存の建物)、検案等の措置を行う。</u></p>	<p>第5章 救援 3-(3)-⑧ 学用品の給与</p> <p>道と緊密に連携しつつ、小学校児童(盲学校、聾学校及び養護学校(以下「<u>特殊教育諸学校</u>」という。))の小学部児童を含む。)、中学校生徒(中等教育学校の前期課程及び<u>特殊教育諸学校</u>の中学部生徒を含む。)及び高等学校等生徒(高等学校(定時制の課程及び通信制の課程を含む。)、中等教育学校の後期課程、<u>特殊教育諸学校の高等部、高等専門学校、専修学校及び各種校の生徒をいう。</u>)の被災状況を情報収集し、学用品(教科書、文房具及び通学用品をいう。)を喪失又は損傷し、就学上支障がある場合は、被害の実情に応じ、学用品を給与する措置を講ずる。</p> <p>⑨ 死体の搜索及び処理 ア 死体の搜索 死体の搜索について、道警察、消防機関及び自衛隊と連携して実施する。 イ 遺体の処理 搜索等の結果、武力攻撃災害の際に死亡した者で社会混乱のため、その遺族が処置を行えない場合又は遺族がいない場合、関係機関と連携し、<u>死体の洗浄、縫合、消毒等の処理、死体の一次保存(原則 既存の建物)、検案等の措置を行う。</u></p>	<p>学校教育法の一部改正 学校名の修正</p> <p>文言の修正 「死体」を「遺体」に修正</p>
第3編	第6章	67	第3編 武力攻撃事態等への対処	第3編 武力攻撃事態等への対処	
			<p>第6章 安否情報の収集・提供 収集項目 1 避難住民・負傷住民</p> <p>① 氏名 ② フリガナ ③ 出生の年月日 ④ 男女の別 ⑤ <u>住所(郵便番号を含む)</u></p>	<p>第6章 安否情報の収集・提供 収集項目 1 避難住民・負傷住民</p> <p>① 氏名 ② フリガナ ③ 出生の年月日 ④ 男女の別 ⑤ 住所</p>	<p>「(郵便番号を含む)」を追加 北海道国民保護計画との整合</p>

栗山町国民保護計画変更新旧対照表

編	章	頁	変更後	変更前	変更理由
第3編	第6章	67 ~68	第3編 武力攻撃事態等への対処 第6章 安否情報の収集・提供 2-(1) 安否情報の収集 町は、避難所において安否情報の収集を行うほか、平素から把握している町が管理する諸学校等からの情報収集、道警察への照会などにより安否情報の収集を行う。 安否情報の収集に当たっては、避難住民又は武力攻撃災害により負傷した住民については安否情報省令第1条に規定する様式第1号を、武力攻撃災害により死亡した住民については同様式第2号を用いて行う。 また、安否情報の収集は、避難所において、避難住民から任意で収集した情報のほか、住民基本台帳等町が平素から行政事務の円滑な遂行のために保有する情報等を活用して行う。	第3編 武力攻撃事態等への対処 第6章 安否情報の収集・提供 2-(1) 安否情報の収集 町は、避難所において安否情報の収集を行うほか、平素から把握している町が管理する諸学校等からの情報収集、道警察への照会などにより安否情報の収集を行う。 安否情報の収集に当たっては、避難住民又は武力攻撃災害により負傷した住民については安否情報省令第1条に規定する様式第1号を、武力攻撃災害により死亡した住民については同様式第2号を用いて行う。 また、安否情報の収集は、避難所において、避難住民から任意で収集した情報のほか、住民基本台帳、外国人登録原票等町が平素から行政事務の円滑な遂行のために保有する情報等を活用して行う。	外国人登録制度廃止に伴う文言の削除
		68	第3編 武力攻撃事態等への対処 第6章 安否情報の収集・提供 3 道に対する報告 町は、道への報告に当たっては、原則として、安否情報省令第1条に規定する様式第3号に必要事項を記載した書面(電磁的記録を含む)を、安否情報システム等により道に送付する。ただし、事態が急迫してこれらの方法によることができない場合は、口頭や電話などでの報告を行う。	第3編 武力攻撃事態等への対処 第6章 安否情報の収集・提供 3 道に対する報告 町は、道への報告に当たっては、原則として、安否情報省令第2条に規定する様式第3号に必要事項を記載し道に送付する。	

栗山町国民保護計画変更新旧対照表

編	章	頁	変更後	変更前	変更理由												
第3編	第7章	78	第3編 武力攻撃事態等への対処	第3編 武力攻撃事態等への対処	文言等の整理 核攻撃等の対応に係る追記 基本指針の変更による												
			第7章 武力攻撃災害への対処 第4-(4) 汚染原因に応じた対応 町は、NBC攻撃のそれぞれの汚染原因に応じて、国及び道との連携の下、それぞれ次の点に留意して措置を講ずる。 ① 核攻撃等の場合 ・町は、核攻撃等による災害が発生した場合、国の対策本部による汚染範囲の特定を補助するため、汚染の範囲特定に資する被災情報を道に直ちに報告する。 ・措置に当たる要員に防護服を着用させるとともに、被ばく線量の管理を行いつつ、活動を実施させる。 ・町は、避難住民等(輸送に使用する車両及びその乗務員を含む。)の避難退域時検査及び簡易除染その他放射性物質による汚染の拡大を防止するため、住民等へ向け、避難退域時検査場所、災害の概要、避難に必要な情報提供に努めるものとする。 ・町長は、必要に応じ、安定ヨウ素剤の予防服用の実施及び飲食物の摂取制限等の措置について、北海道地域防災計画(原子力防災計画編)に準じて行うものとする。	第7章 武力攻撃災害への対処 第4-(4) 汚染原因に応じた対応 町は、NBC攻撃のそれぞれの汚染原因に応じて、国及び道との連携の下、それぞれ次の点に留意して措置を講ずる。 ① 核攻撃等の場合 町は、核攻撃等による災害が発生した場合、国の対策本部による汚染範囲の特定を補助するため、汚染の範囲特定に資する被災情報を道に直ちに報告する。 また、措置に当たる要員に防護服を着用させるとともに、被ばく線量の管理を行いつつ、活動を実施させる。													
第3編	第7章	79	第3編 武力攻撃事態等への対処	第3編 武力攻撃事態等への対処	文言の修正 「死体」を「遺体」に修正												
			第7章 武力攻撃災害への対処 第4-(5) 町長及び関係消防組合の管理者若しくは長の権限 <table border="1" data-bbox="380 1161 987 1402"> <thead> <tr> <th>法第108条</th> <th>対象物件等</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1号</td> <td>飲食物、衣類、寝具その他の物</td> </tr> <tr> <td>2号</td> <td>生活の用に供する水</td> </tr> <tr> <td>3号</td> <td>遺体</td> </tr> </tbody> </table>	法第108条		対象物件等	1号	飲食物、衣類、寝具その他の物	2号	生活の用に供する水	3号	遺体	第7章 武力攻撃災害への対処 第4-(5) 町長及び関係消防組合の管理者若しくは長の権限 <table border="1" data-bbox="1032 1161 1639 1402"> <thead> <tr> <th>法第108条</th> <th>対象物件等</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1号</td> <td>飲食物、衣類、寝具その他の物</td> </tr> <tr> <td>2号</td> <td>生活の用に供する水</td> </tr> <tr> <td>3号</td> <td>死体</td> </tr> </tbody> </table>	法第108条	対象物件等	1号	飲食物、衣類、寝具その他の物
法第108条	対象物件等																
1号	飲食物、衣類、寝具その他の物																
2号	生活の用に供する水																
3号	遺体																
法第108条	対象物件等																
1号	飲食物、衣類、寝具その他の物																
2号	生活の用に供する水																
3号	死体																

栗山町国民保護計画変更新旧対照表

編	章	頁	変更後	変更前	変更理由
第3編	第9章	83	第3編 武力攻撃事態等への対処	第3編 武力攻撃事態等への対処	
			第9章 保健衛生の確保その他の措置 2-(2) 廃棄物処理対策 ① 町は、地域防災計画の定めに準じて、「 <u>災害廃棄物対策指針</u> 」(平成26年3月環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部)等を参考としつつ、廃棄物処理体制を整備する。	第9章 保健衛生の確保その他の措置 2-(2) 廃棄物処理対策 ① 町は、地域防災計画の定めに準じて、「 <u>震災廃棄物対策指針</u> 」(平成10年厚生省生活衛生局作成)等を参考としつつ、廃棄物処理体制を整備する。	「災害廃棄物対策指針」(平成26年3月環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部)への修正 基本指針の変更による